

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	坂東市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.bando.lg.jp/page/page004160.html

執行機関名 坂東市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	坂東市ひとり親家庭高等技能訓練費等支給事業実施要綱(平成26年坂東市告示66号)による訓練促進費等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		坂東市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2項 坂東市ひとり親家庭高等技能訓練費等支給事業実施要綱(平成26年坂東市告示66号)による訓練促進費等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) 第一条	坂東市ひとり親家庭高等技能訓練費等支給事業実施要綱(平成26年坂東市告示66号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図る目的とする。	第1条 この告示は、母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者をいう。以下同じ)養育している者をいう。以下同じ。)の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進することを目的として、予算の範囲内において、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、高等技能訓練促進費等を支給することに関し必要な事項を定めるもの
⑦独自利用事務の関連規範		坂東市ひとり親家庭高等技能訓練費等支給事業実施要綱(平成26年坂東市告示66号)